子どもにやさしい まちづくり事業(CFCI) 令和6(2024)年度 行動計画

2024. 3. 19作成 Ver. 1. 0 安平町教育委員会事務局 学校教育G





計画概要



- □これまでの歩みとはしがき P3-5
- □R5(2023)年度 日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト評価結果概要 P6-17
- □R6(2024)年度 日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト評価結果概要 P18 22

歩み~CFCモデル検証作業の委嘱

2018年10月29日から 2020年10月29日 2年間

安平町・二セコ町・富谷市・町田市・奈良市

の5団体がCFCモデル検 証作業の委嘱を受けた。



歩み ~ CFCI実践自治体の承認

2021年12月17日 2024年12月16日 3年間

安平町·二七コ町· 富谷市·町田市· 奈良市

日本初の『CFCI 実践自治体』へ



公益財団法人 日本ユニセフ協会 (ユニセフ日本委員会) 〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12ユニセフハウス

Japan Committee for UNICEF

Tel. 03-5789-2011 (代) Fax. 03-5789-2037 ホームページ www.unicef.or.jp

ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業 (CFCI) 実践自治体覚書

2021年12年17日

(公財) 日本ユニセフ協会 CFCI 委員会(以下、甲という)と北海道安平町(以下、乙という)は「(ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体承認に関する) 覚書 について、以下の内容で締結する。

iii

1. 達成目標と有効期間

乙はユニセフ日本型 CFCI 実践自治体として、CFCI を実践するための行動計画を策定し、本覚書の有効期間(2021 年 12 月 17 日 ~2024 年 12 月 16 日)の 3 年間で成果をあげること。

2. CFCI の実践に伴う自己評価

乙は「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体」になるにあたり、第一段階として、本 CFCI 事業の 10 の構成要素および構成要素に基づき作成したチェックリストに即して自己評価を行い、PDCA のマネジメントで毎年度向上することとする。

3. 第3者特別委員会の評価

甲は第二段階として、その実施及びマネジメントが確実に機能しているかについて(公財)日本ユニセフ協会 CFCI 委員会第3者評価特別委員会による評価を行ない、ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体として相応しいかを判断する。承認されると CFCI ロゴの使用許可が乙に付与される。

4. 本覚書の撤退条項

本覚書の締結後に、本 CFCI の事業内容を侵害することやその使命及び評判を毀損するような行動があったと (公財) 日本ユニセフ協会 CFCI 委員会第3者評価特別委員会が判断した場合は、その時点で本覚書は効力を失い、乙はユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体ではなくなる(ロゴの使用不許可となる)ものとする。

以上

甲:(公財) 日本ユニセフ協会

CFCI 委員会委員長

乙:北海道安平町 安平町長

及川秀一部語中



はしがき

- 安平町は、2021年12月17日から2024年12月16日までの3年間、CFCI 実践自治体の承認を受けました。
- 承認に際し、日本ユニセフ協会CFCI委員会と覚書を締結しています。
- その中で、CFCIの実践に関する行動計画を定めることとされています。
- ・本書は、R5(2023)年度1年間の行動計画として、R4年(2022)年度の「日本型子どもにやさしいまち(CFC)モデル構成要素10項目及びチェックリスト」における評価結果概要を振返り、そこから導き出されたR5目標の一部を概略的に抜粋、整理するものとします。
- ・なお、R4年度で学校再建を完了し新たなフェーズにはいったことから、 第10項目を全面改定します。

R5実践第10項目の改定

旧項目

『遊びを通じた震災からの復旧・復興と、復興のシンボルとなる学校再建への着実な歩み』

新項目



『学校現場におけるCRE導入と、 子どもの権利条例の制定』

R5実践第10項目の改定

【改訂理由】

- 旧項目は、先の震災からの復旧復興の意味合いがメイン
- ・復興のシンボルとしての早来学園の完成により、復旧復興フェーズに一 応の区切りがついたと考えています。
- ・ そこで、次なる課題と考えている2点を新項目に据えます。
- ・一つ目は、CREの導入。日本ユニセフ協会では、学校現場への子どもの権利教育(CRE)導入に力を入れており、同協会と連携して促進したいと考えます。なお、日本での実践事例がほぼないことから、日本におけるロールモデルとしていく考え。
- 二つ目は、子どもの権利に関する条例の制定。町長公約で今期中の制定を目指しているため、制定を契機にもっと子どもが意見できる仕組みづくりを検討します。

R5実践 ①視察等の受入れ

R5で各種研修等への登壇や視察のご協力・ご依頼をいただきました。

• 研修会等登壇 7件

視察受入れ 11件

• 管内小中学校授業参画 21件

R5実践 ②CREの導入

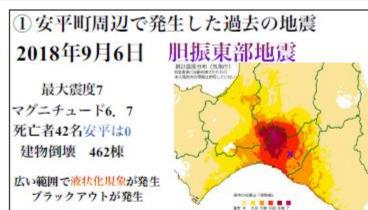
子どもの権利に立脚した追分・早来両地区中学校課程での取り組みが活発に行われました。

主な動き)

- ソーシャル・スキル・トレーニング(SST) ~ 追分中学校
- ・まちづくり提言 ~追分中学校3年生
- ・まちづくり提言 ~早来学園9年生
- ・ルールメイキングプロジェクト ~早来学園3~9年生
- 校則改定委員会 ~早来学園

まちづくり提言 ~追分中学校3年生

総合的な学習 地域学習 安平町にも防災公園を! 3年A組







すすきの

安平は<mark>比較的災害</mark>は少ない場所ですが 非常時に備えることが大切だと思い...

とあることを提言します それは...

まちづくり提言・ルールメイキングプロジェクト

~早来学園



早来学園 ルールメイキングプロジェクト 2023年9月、スタート!

子どもの権利を大切にした学校とは?





早来学園9年生 たのしい 安平町づくり







子どもの権利を大切にした町とは?

まちづくり提言 ~早来学園9年生



WEBサイトリニューアル →安平町キッズサイトの開設(予定)





校則改定委員会(早来学園)

令和5年4月早来学園開校に先駆けて、令和5年3月から早来中学校の生徒及び教職員にPTAが加わり、改定に向けた議論が開始され

ました。

町としても、今後の動きに注目していきたい

と考えています。





R5実践 ③子どもの権利に関する条例

町長任期内での制定を目指し準備を開始しました。

R5 (2023) R8 (2026) R5 (2023) ~R7 (2025) 本作業 準備 調査研究 施行 ・ワークショップ ・理事者ヒアリング ・文献調査 ・研修 ・視察調査 ・ロードマップ作成 ・条例本文作成 ・まちづくり基本条 ・調査結果の分析/研 ・周知/意見集約(CS) 例等との調整 等へ) ・本作業設計 ・議決、公示

R5実践 ④まちづくり基本条例の見直し

令和4-5年度の町民自治推進委員会において、次の点を議論

- •子どもの権利や社会参画に関する見直し
- ・安平町町民参画推進条例に位置付ける「町民政策提案制度」の 対象年齢の引き下げ

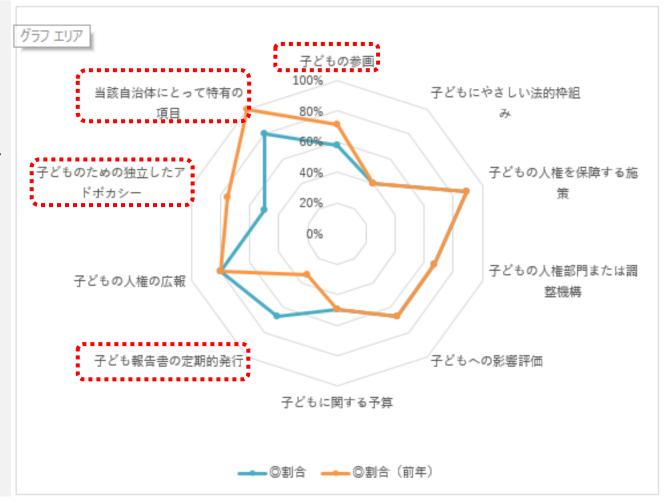
R5 チェックリスト評価概要

チェックリスト10項目◎割合	細項目数	0	0	$\triangle/-$	◎割合	◎割合 (前年)
子どもの参画	7	4	3		57%	71%
子どもにやさしい法的枠組み	5	2	3	0	40%	40%
子どもの人権を保障する施策	9	8	1	0	89%	89%
子どもの人権部門または調整機構	3	2	1	0	67%	67%
子どもへの影響評価	6	4	2	0	67%	67%
子どもに関する予算	4	2	1	1	50%	50%
子ども報告書の定期的発行	3	2	1	0	67%	33%
子どもの人権の広報	5	4	1	0	80%	80%
子どものための独立したアドボカシー	4	2	1	1	50%	75%
当該自治体にとって特有の項目	5	4	1	0	80%	100%

R5 チェックリスト評価概要

【評価結果分析】

- アンケート調査等、子どもに直接 意見を聴く機会が低下した。
- また、「アドボカシー」については、 パートナーシップを結ぶ団体を増 やすことはできなかった。
- 自治体特有の項目についても、 目標を改訂したことで、条例づく りをスタートさせた段階であるためいったん低下している。
- 一方で、「定期的発行」については、本年度新たな取り組みができた。



R6 目標 ①視察等の受入れ

R5で各種研修等への登壇や視察のご協力・ご依頼をいただきました。 R6においても積極的に承っていきたいと考えています。

目標とするうごき)

- 庁外機関への取組み説明
- ・視察依頼の全件受入れ
- ・ 職員研修の実施
- 庁内小中学校課程への授業等参画

R6目標 ②CREの導入推進

引続き町内小中学校及び義務教育学校と連携した、子どもの権利の 普及・実践に関する取り組みを推進します。

目標とする主なうごき)

- まちづくり授業
- ・ルールメイキングプロジェクト
- 校則改定委員会

R6目標 ③子どもの権利に関する条例

引続き、町長任期内での制定を目指し準備を進めます。

R5 (2023) R8 (2026) R5 (2023) ~R7 (2025) 本作業 準備 調査研究 施行 ・ワークショップ ・理事者ヒアリング ・文献調査 ・研修 ・視察調査 ・ロードマップ作成 ・条例本文作成 ・まちづくり基本条 ・調査結果の分析/研 ・周知/意見集約(CS) 例等との調整 等へ) ・本作業設計 ・議決、公示

R6 目標 ④まちづくり基本条例の見直し

令和4-5年度の町民自治推進委員会において、次の点を議論

- •子どもの権利や社会参画に関する見直し
- ・安平町町民参画推進条例に位置付ける「町民政策提案制度」の 対象年齢の引き下げ

目標とするうごき)

• 上記検討を踏まえた審議を進めていく。

R6 目標

⑤子どもに意見を聴きやすい仕組みづくり

私たち『安平町役場』が主語となる『きく』システム 子どもたちの意見をききやすい仕組みを確立することが肝

【内容】

学校教育Gが子どもの意見をきく作業を伴走(スタッフ機能)

- ▶きく内容の作成支援
- ▶きく作業(場の設定/質問フォーム作成・学校周知等)支援

【理由】

- ・スタッフ機能の活用で、担当者の負担の軽減に(業務の全体最適化)
- スタッフ機能の活用で、ナレッジの構築/共有が容易に(業務の質の確保)